

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日:2023年11月1日

②施設・事業所情報 (2023年10月1日現在)

事業所名：わかめこども園	種 別：幼保連携型認定こども園	
理事長：饒平名 勝彦 園長：亀川 園子	定 員（利用人数）：156（156）名	
所在地：沖縄県那覇市首里石嶺町3-199-2		
TEL：098-885-2103	ホームページ： http://www.wakame.org/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1976年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人わかめ福祉会		
職員数	常勤職員：36名	非常勤職員：5名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 23名	保育士 3名
	看護師 1名	子育て支援員 1名
	養護教諭 1名	調理師 5名
施設・設備の概要	保育室（冷房完備）、沐浴室、絵本室、調理室、園庭、紫外線対策（屋上屋根付き遊び場）、電解水設備（酸性水・アルカリ性水・ハイクロソフト水）、防犯ベル・安全監視カメラ、警備システム（セコム琉球）、除去食対応（アレルギー児）	

③理念・基本方針

< 理 念 > 豊かな人間性を持ち、社会に貢献・奉仕できる子どもを育てる

<教育・保育方針> 心豊かで自ら進んで生活できる子の育成
心の力・学ぶ力・身体の力の育成

<教育・保育目標> 1. 返事やあいさつができる元気な子
2. 目当てに向かって頑張る子
3. 友達や生き物に優しい子

④施設・事業所の特徴的な取組

わかめこども園は、1970年に個人立保育園として開設され、1976年に社会福祉法人を設立。現在では、那覇市・糸満市・浦添市・うるま市に認定こども園12か所と放課後児童クラブ1か所を擁する法人の本部が置かれる園となっている。こども園は首里の住宅街、学校等も近隣に建ち並ぶ環境にある。創設後、地域の要請にこたえて整備・拡張を続け、敷地内に複数の園庭を設置、季節ごとに樹木等に訪れる昆虫や、園で育てる野菜、草木等に子どもが触れることができるよう配置が工夫されている。また長年、地域で展開してきた教育・保育の積み重ねにより、郷土の風土を継承する行事等へ協力して参画する取り組みが近隣市民や諸団体との交流を通して行われている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年4月6日～ 2024年1月24日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3回目（2020年）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1) 教育・保育実践の全般にPDCAサイクルの仕組みが取り入れられ、質の向上に寄与している。

こども園では、教育・保育の質の向上に向けて、クラス会・リーダー会・全体会を通して、年間計画・月案を立案・実施・評価・見直しのPDCAサイクルを実践している。年間計画・月案には、評価欄を設けて実施後に記載し文書化している。様々な業務マニュアルが整備されており、マニュアル内容の実施状況についてチェックリストを作成し、実施した結果を記載して毎月提出されている。標準的な実施方法を徹底する他、マニュアルの実践に迷う場合は職員会議等で報告、園長や主幹保育教諭等に相談できるようになっている。

2) 保護者の意向を個別の指導計画や日々の教育・保育の営みに反映する仕組みが構築され、実践されている。

こども園では個別の指導計画の作成方法等についてマニュアルが整備されており、その中で保護者の意向の確認について取り上げられている。保護者に対して「どのような子どもに育ててほしいか」というアンケートが実施され、その内容も踏まえて個別の指導計画の目標設定が行われている。また、日々のやりとりや保護者が参加する園の行事等を利用して、子どもの成長の過程や今後の見通しを保護者と共有する働きかけを積極的に行っている。保護者の意向を個別の指導計画や日々の教育・保育の営みに反映する仕組みが構築され実践されている。

3) 子どもの発達段階や成長の過程について、保護者の理解を促し、子育ての喜びを保護者と共有できるような取組みが充実している。

子どもの発達段階やその過程について、多様なツールを用いて保護者に対する情報発信を行っている。子どもの成長にあわせて「次のステップでは子どもとどのように関わるか」のヒントを様々な形(動画、ドキュメンテーション、文書等)で発信し保護者の理解を促している。「子育てが楽しくなるように、支援する側も楽しく支援できるように」を意識しながら保護者と連携しており、子育ての喜びを園と保護者が共有できるような取組みが充実している。

◇ 改善を求められる点

特にありません。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

前回の評価の反省を活かし、より良い教育・保育の提供ができるよう、改善へ向けて取り組んできました。今回で3回目の受審となりますが、職員全員で自己評価に取り組み、1人ひとりが教育・保育の見直しや確認をより丁寧に行うことができました。たくさんのアドバイスも頂くことができ、とても学び多い第三者評価受審となりました。

自己評価はもちろんですが、保護者アンケートからも課題を確認することができましたので、今後の園運営に活かしていけるよう、また、学びを深め、更なる質の向上へ向けて努めてまいります。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

		評価項目	評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織				
共通	I-1 理念・基本方針			
	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
	判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
		b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
		c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	コメント	理念・基本方針は、ホームページや入園のしおり・毎月発行の園だよりに記載されている。その内容は日々の教育・保育活動の指針として、職員間で共有している。園長は、職員会議等において日々の実践と理念・教育方針の関係性を具体的エピソードを挙げて説明し、その理解を深めるための工夫を行っている。保護者に対しては、入園時の面談や保護者会などで入園のしおり等の資料を活用して説明している。		
	I-2 経営状況の把握			
	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。		
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。		
コメント	園長は、毎月開催される法人内の園長会に参加し、市内の児童数の推移・待機児童数の動向・福祉事業の見通し等について情報収集を行っている。理事長は、関連する法改正や関係省庁からの通知文について随時各園長にメールを送信し、情報の伝達を行っている。園長会では、収集した情報を元に現状の分析や経営課題の共有を図っている。教育・保育のコスト分析については、園長会で配布される資料を参照し検討している。			
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a		
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。		
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。		
コメント	園長は、法人の園長会で抽出された経営課題について園の現況に照らし合わせ、優先順位を設定することにより園の具体的な課題として明確にしている。年度末の理事会における事業報告時に経営状況や課題について報告し、役員等への共有を図っている。職員に対しては、理事会に報告し検討された課題を集約し、職員会議で報告している。園長・主幹保育教諭を中心に園での経営課題の優先事項を明確にし、解決・改善に向けて取り組んでいる。			

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	中・長期計画には、「地域に選ばれる、地域に根差した園づくり」と目標を明確にしている。その計画には、環境整備・人材育成・地域貢献等、項目毎に計画を作成し年度ごとの予算も明示している。年度末には、実施状況を確認し必要に応じて計画の見直しを行っている。中・長期計画をさらに検討し、法人全体の中・長期計画と連動した内容に整備することを期待したい。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度計画は、中・長期計画を踏まえた内容になっており施設運営全般の方針として明記している。中長期5か年計画における単年度計画は、設備整備・環境対策・地域貢献等について、厨房機器の取り替え、防災用品の確認・入れ替え等、実行可能な具体的内容となっている。年度末には、実施状況を評価し次年度計画に評価結果を反映している。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画の進捗状況について、職員の意見を収集・反映するためにクラスでの話し合い後、6月・12月に全体での話し合いを行っている。その結果を園長・主幹保育教諭が取りまとめ、次年度計画に反映し案を策定している。2月の勉強会にて職員全員で話し合い、最終的に策定している。策定された事業計画は、年度初めの職員会議で共有を図るための読み合わせを行っている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	保護者に対する事業計画の周知について、保護者懇談会等で事業計画に関連する資料を配布し、園長が各クラスを回り直接具体的に説明を行っている。日々の送迎時等、保護者と話す機会を確保し個別の説明も行っている。また園内の掲示板を活用し拡大した事業計画の掲示を行っている。掲示板には、市の啓発ポスターや職員手作りの子育てに役立つ情報等、保護者の関心を高めその参画を促す工夫を行っている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けて、クラス会・リーダー会・全体会を通して、年間計画・月案を立案・実施・評価・見直しのPDCAサイクルを実践している。年間計画・月案には、評価欄を設けて実施後に記載し文書化している。職員の自己評価は、年に2回実施しており、第三者評価については、中・長期計画に3年ごとの受審を明記し実施している。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	保護者アンケートの結果をまとめグラフ化し、抽出された課題と改善点を明記、自由記述の保護者の意見・感想を記載した資料を作成して保護者会役員へ配布、所内掲示を行った。職員は保護者アンケートや自己評価・第三者評価結果等を共有し、職員会議で改善計画を話し合い策定している。園長は、改善点の項目と改善内容、担当者、期限、進捗状況等を明記した表を作成し計画的に改善に取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長は毎月発行の園だよりの巻頭にて、時期に合わせた効果的なメッセージを記載し、その役割を表明している。職員に対しては、研修会等で教育・保育の指針を表明している。園長不在時の権限委任等について、有事の際は自衛消防組織図に主幹保育教諭の指揮が明記されている。就業規則では、「職員の職名及び職務」に業務内容と職務の代理について明記している。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	遵守すべき法令等について、園長は関係機関からの通知や園長会での情報収集等により整理・理解を深めている。遵守すべき法令等は多岐にわたるが、消防訓練時には根拠法である「消防法」の関係箇所を職員会議で取り上げ読み込むなど、適宜取り上げて勉強会等を行っている。「子どもの権利条約」については、全職員にパンフレットを配布し、周知を図っている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、教育・保育の現状を把握するため、各クラスの年間計画・月案を確認し、必要に応じて助言を行っている。教育・保育の質の向上に向けて、園内研修を企画・運営している。園内に研修委員会を立ち上げ、職員の主体的な活動を支援している。「インクルーシブ保育」についての研修では、学びの成果をポスターにして掲示することにより、職員・保護者への周知を図っている。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	園では、子育てや介護の時間の確保等、職員のライフスタイルに合わせた働き方が実現できるように就業環境を整備している。法人としての目標である有給取得率100%を目指して、シフトの工夫を行っている。毎日のミーティングは子どもの午睡時間を活用して13時15分～30分の15分で行い、効果的な情報共有の時間を確保している。園長はミーティングや各教育・保育室を巡回して職員とコミュニケーションを図り、経営の改善や業務の実効性に繋がる情報収集を行っている。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	人材確保と育成については、法人で基本方針を作成し取り組んでいる。人材確保については、貸し切りバスをチャーターしてのバスツアー・各園での説明会・拠点毎の説明会などを実施している。時間帯・曜日等、多様なニーズに応える設定を工夫している。育成については、新人研修・階層別研修をプログラム化し、外部講師を活用して実施している。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	園では、「期待する職員像」として「望ましい理想の保育」を策定し、10の項目で具体的に表記している。職員室の鏡の前に掲示し、意識的な行動を促している。就業規則には、給与規定が付記され職員へ周知している。職員の処遇については、年に2回の園長面談時や日常の対話の中でその要望を聴取している。面談時に使用している目標シート、自己評価等から職員の専門性・職務能力・貢献度等を勘案し、人事考課に活用している。異動・昇進等の人事基準については、法人内での構築中であり、明確な人事基準が策定され職員への周知が図られることに期待したい。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	職員の就業状況や意向の把握について、園長の定期面談や主幹保育教諭による毎月のシフト作成時に聴取している。聴取した内容について、園長・主幹保育教諭で情報共有し職員の心身の健康と安全の確保に配慮している。職員の相談窓口としての主幹保育教諭の役割は、全体に周知されている。現在園では産休・育休中の職員が5名在籍しており、復帰しやすい環境づくりを行っている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	職員は、園の「望ましい理想の保育」に掲げられた内容に基づいた自己計画シートを作成し、年間目標を設定している。年に2回の園長面談時に共に振り返りを行い、進捗状況の確認を行っている。課題が明確になった場合は、実現可能な目標設定の修正を行っている。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園内研修・園外研修についてそれぞれ計画が策定、実施されている。研修内容は、園の掲げる「望ましい理想とする保育」の実践に向けた教育・保育内容に関する知識や技術習得の他にも、様々な分野の研修が県内外への派遣を含め実施されている。事業計画には職員研修の充実が記載されており、毎年度の計画策定時に振り返り・見直しを行うことにより目標達成に尽力している。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	園では、毎月全体研修の時間を確保し職員全体での研修機会を設けている。園外研修については、キャリアアップ研修を中心に職員個々の目標に即した研修機会を提供している。令和4年度はオンライン研修等を活用し、保育教諭・園長・事務員・調理員と職務に関する研修を受講した。園長は、意図的に熟練者・未経験者のペアで行事担当に配置し個別的なOJT環境を整備している。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	令和5年度は2名ずつ2回、計6名の実習生受け入れを行う予定である。実習マニュアルには実習生受け入れの意義・基本姿勢・ねらいを明記し、職員間で共有している。受け入れ窓口の主幹保育教諭は、指導担当の職員に対してマニュアル・各養成校からのカリキュラム等に基づいて事前の研修を実施している。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	こども園で実施している子育て支援室「きろろ」のチラシと園のチラシを、近隣の郵便局やJA・小児科・薬局等に配布している。情報公開については、ホームページ上に第三者評価受審結果・保護者アンケート結果・苦情解決等について公表している。アンケート結果などは、毎月配布している園だよりも必要に応じて掲載し、公開している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	就業規則には職員の職名・職務について、またサービス規程を明記することにより事務・経理・取引に関するルールについて職員への周知を行っている。毎月の園長会では、法人内各園の収支状況・取引状況について確認している。年に2回は外部の専門家による監査を実施しており、公正かつ透明性のある経営・運営に尽力している。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	地域との関わりについての考え方は、定款や園の重要事項説明書、全体的な計画等に明示されている。園として活用できる社会資源の一覧表を作成し園内の掲示板に貼り出し、行政からの情報・資料等についても玄関に設置し、必要な保護者には個別に周知している。コロナ禍の状況を見ながら近隣の企業への見学や高校生との交流会等を定期的実施、その際には職員が同行し接し方等についての配慮を行っている。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	ボランティア・インターンシップ受入れマニュアルが整備され、基本姿勢が明示されている。卒園児によるボランティアや近隣の高校生による園庭の定期清掃を受入れしており、子どもとの交流がある場合には職員が必要な支援を行っている。インターンシップについての体制は整備されているが、コロナ禍により受入れ実績が減少している。	

評価項目		評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	こども園作成の関係機関一覧表や、行政からの子ども支援機関一覧等は職員間で情報共有している。地域の小学校や子どもが利用している外部の事業所等とこども園とで定期的な連絡会等を実施、児童相談所からの連絡を受けた際には園長が対応している。近隣の高校とは登下校の時間帯に相互で協力し、周辺の車の整理を行っている。小学校や同法人の放課後児童クラブと協力して卒園児童の見守り支援を続けるなど、必要なネットワークの構築にも取り組んでいる。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	園長は近隣の高校の評議員を務め、地域から挙がる安全面等の課題(歩きスマホやバス停でのマナー等)改善に向けて協力している。こども園では子育て支援室「きろろ」を週1回開催、平日は園庭解放、年1回の育児講座(ベビーマッサージ)や情報誌発行等を実施している。子育て支援室は地域の未就園児と家族への支援を中心に、年間のべ400人近くが参加している。参加者からの相談等に応じ、ニーズ把握につながっている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	子育て支援室「きろろ」は毎年計画を作成、ミニミニ運動会やお月見寝相アート等の取り組みをホームページや近隣の美容室等に掲示している。子どもの散歩時に近隣のゴミ拾いを行ったり、近隣の高校とは定期的な交流会の実施、災害避難訓練へ年長児が参加している。園での備蓄は子ども用の食材を中心に、災害時は地域の子どもに活用することが想定されている。散歩前にチェックし作成した地域安全マップは掲示板に貼り、活用してもらっている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	子どもを尊重する姿勢については「望ましい理想の保育」等に明示されている。全国保育士会倫理綱領を用いて、園内研修の際に職員へ周知を図っている。園のマニュアル類にはこれらの姿勢が反映された内容となっている。全国保育士会作成の「保育所・認定こども園における人権擁護セルフチェックリスト」を職員が年1回実施、園長と主幹保育教諭が内容を確認している。子どもの性差等に対する固定的な対応には留意し、職員からも「さん付け呼称」に取り組んでいる。年長児がペアになり互いの良い点を見つける「みんなちがって、みんないい」を実施し、カードに表記して玄関に掲示したり、園だよりに掲載し保護者にも知らせている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	こども園でのプライバシー保護について、園のしおりや重要事項説明書に方針が明記されている。職員への研修や保護者懇談会等で、しおりや重要事項説明書の内容周知を図っている。3歳児からは絵本を活用しながらプライベートゾーンの大切さ等について説明する機会を作っている。屋上でのプール遊び時には目隠しシールドを設置、室内での着替え時においても衝立やロールカーテンを活用しプライバシーに配慮した教育・保育を実施している。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	こども園の子育て支援室のチラシに法人の理念や基本方針を記し、近隣の小児科・薬局、子育て支援センター等へ配布し掲示を依頼している。パンフレットや諸資料は毎年2月に見直す時期を設け、内容を確認している。利用希望者による見学の際等は、わかりやすい表現で説明するよう心がけている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	<p>新入園時には園のしおりと重要事項説明書を配布し懇談会にて説明、保護者に「育てほしい姿」や児童票等を記入依頼し、個別に面接の場をもうけ調書をとっている。園のしおりは毎年見直し、在園児の進級時にも保護者へ配布し、同意書をとっている。保育認定の変更等を要する保護者に対しては、個別に手続き方法を記載した書類を見せながら説明している。説明に配慮を要する場合については職員マニュアルに想定される内容の記載があり、主幹保育教諭を中心に行われている。</p>	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	<p>在園児が転園する場合等には児童要録を作成し郵送している。卒園後もこども園の窓口として担当者や連絡先を記した書類を配布し、子どもや保護者が相談に来ることができるよう配慮している。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	<p>2歳児クラスからは、毎日の帰りの会にて1日の感想等を発表する場をもうけ、子どもが感じていること等の確認をしている。保護者に対しては行事後や年度末にアンケートを実施、それから抽出される課題等には優先順位をつけて職員会議で検討し、具体策を実施している。保護者の懇談会はクラスごとに4月に実施、内容の把握もかねてクラスリーダー等が出席し、主幹保育教諭へ報告している。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	<p>苦情解決体制については園のしおりや重要事項説明書へ記載され、保護者へ毎年配布されている。苦情解決体制の仕組みは玄関スペースに掲げられ、苦情記入カードが設置されている。苦情等が挙がった際には受け付けた職員が記録をとり、職員会議にて検討を行った結果を園だよりやホームページで公表している。苦情を申し出た保護者が判明している場合は、氏名や内容について公表するか等、園と協議した上で公表を行っている。</p>	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	<p>園のしおりや園だよりには、保護者に対し広く意見を受け付けることについて記載がある。玄関スペースには職員全員の顔写真を掲示して「いつでもご相談ください」と貼り出しており、保護者から「職員の氏名を覚えることができる」との声があった。保護者との面談スペースについては、園長室の他に本園の隣にあるプレイルームを適宜用意、相談しやすい環境に配慮している。</p>	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	<p>保護者には日々の送迎時に声をかけて気軽に話ができる関係性に努め、口頭での意見についても「保護者からの贈り物 進化の芽」という様式に記録、翌日の昼礼で主幹保育教諭や園長へ報告している。玄関には意見箱を設置、定期的に確認している。意見箱の内容や日々の相談内容も含め対応に時間がかかる際にはその旨をお知らせするようにしている。職員マニュアルに「面談・相談時の流れ」という項目があり、職員が注意するポイントや対応方法について明記、毎年1月頃にはマニュアルの見直しを行っている。園内研修にて保護者支援研修を実施、保護者からの意見等に組織として向き合える体制づくりに取り組んでいる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
コメント	職員室に緊急連絡体制表を掲示、事故等の場合に対応する手順と責任者が明記されている。リスクマネジメントは保育環境委員会が担当、事故防止マニュアルや危機管理マニュアルの内容に沿って対応できるよう、園内研修にて周知されている。消費者庁や経済産業省、内閣府等から子どもの事故等に関する情報を収集し、職員や法人内の施設へ周知を行っている。定期的な園内の遊具チェック等により把握した危険個所の一覧表を作成、当該遊具にも貼りつけることで確認しやすい工夫をしている。園内研修ではマニュアル周知の他、事故防止やAED・小児救急救命法、交通安全指導等のテーマで実施されている。事故やヒヤリハット事例の報告は、職員会議にて改善策が検討されている。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c 感染症の予防策が講じられていない。	
コメント	感染症の発生時に関する対応マニュアルが整備され、学校保健年間計画を作成、予防対策の周知・実施や保護者への連絡が行われている。安全・保健衛生委員会を中心に手洗いマニュアルの作成、感染症や食中毒等に対する園内研修が実施されている。園内での感染症発生が予防できるよう手洗いや換気等の対策を徹底、園内での感染症等の状況は園庭の掲示板にてお知らせしている。登園届の様式等について変更した場合は、園のしおり等も見直ししている。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
コメント	学校安全計画を作成、避難訓練や不審者対応訓練が定期的に行われている。自衛消防組織表にて災害時の対応体制が定められ、職員へ周知されている。台風時の休園判断の他、大雨が続く場合は園の裏手にある川の氾濫等がないか注意を払っている。保護者の連絡票は新入園時や内容変更時に記入依頼し、職員室で管理されている。備蓄品は重要事項説明書へ記載、厨房リーダーが一覧表で管理し年長児がおやつに食べてみる機会を作っている。避難訓練の実施前には近隣の住宅等へ周知、子育て支援事業で来園した親子も参加したり、年長児は保護者参観時に引き渡し訓練を行っている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	職員マニュアルや乳幼児マニュアル、コンプライアンスマニュアル等多くのマニュアルが文書化されており、園内研修にて内容の周知を図っている。子どもを尊重する姿勢やプライバシー保護を大切にする視点が、マニュアルの各所に記載されている。各マニュアルは職員室に設置し、散歩マニュアルはカード式にし、外出時にネームホルダーに入れて使用できる形となっている。マニュアル内容の実施状況についてチェックリストを作成し、実施した結果を記載して毎月提出されている。標準的な実施方法を徹底する他、マニュアルの実践に迷う場合は職員会議等で報告、園長や主幹保育教諭等に相談できるようになっている。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に見直し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に見直し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	各マニュアル類は毎年1月に見直しを実施する旨が文書に記載され、職員や家族会の役員等による意見を加え見直しが行われている。新型コロナウイルスの流行により手洗いの方法について見直したマニュアル内容が、5歳児のクラス指導計画へ盛り込まれている。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	指導計画はクラスリーダーを中心に作成、最終的な責任者は園長となっている。入園時に保護者へ依頼する家庭状況調査票やアレルギー状況・健康調査票等の様式その他、入園後は個別に発達確認票へ記録をとっている。子どもが通う外部のサービス機関や専門家との協議を定期的実施、保護者には「育ってほしい姿」と題した様式を記入依頼し個別計画の目標設定へと生かしている。各クラスの年間指導計画は全体的な計画の内容や、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されたものとなっている。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	<p>指導計画の見直し方法については、フローチャートを作成して職員に示されている。長期の治療を要するけがやアレルギーの判明等により個別の指導計画を見直す場合があり、昼礼によって職員への周知が行われている。クラスの指導計画の変更については、業務支援ソフトや手紙、掲示板等で保護者へ周知されている。指導計画の評価には、今回の実施において課題となった点等が記載され、主幹保育教諭が確認し次の指導計画の作成へ活かすようにしている。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	<p>子どもの記録様式については、児童票や日誌、発達記録票等の様々な様式が園として定められ使用されている。指導計画の内容チェック票等も整備されており、一覧で確認ができるようになっている。指導計画に関する園内研修が実施され、その中で記録の書き方について述べられたり、職員マニュアルの中にも書き方についての項目があり、職員へ周知する取り組みが繰り返し行われている。情報共有については昼礼となるリーダー会議を基本に、毎月の職員会議にて月案の評価等が行われている。業務支援ソフトを導入したことで、効率的な記録の実施や情報周知ができるようになっている。</p>	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	<p>個人情報保護規程が整備されており、情報の管理方法が定められ、記録の種類ごとに保管期限等が明記されている。職員に対して毎年、個人情報を遵守する誓約書の同意を取り、定期的に園内研修にて規程の内容周知を行っている。個人情報の管理責任者は園長となっており、児童票の原本等は園長室で施錠できる環境の下で管理する対応をとっている。保護者に対しては、園のしおりや重要事項説明書へ園の個人情報保護に関する方針を記載し懇談会にて説明、保護者の意向についても確認し同意書をとっている。</p>	

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
		c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
コメント	運営規程の中で子どもの人権の擁護・虐待の防止が明記されるとともに、子どもの権利擁護に関するマニュアルが整備されている。園内研修において、マニュアルの読み合わせや人権擁護のためのセルフチェックシート、穴埋め式の学習シートを用いる等、子どもの権利に関して職員の理解を深めるための取り組みを行っている。日々の教育・保育の中で少しでも気になる関わりがあれば、職員同士がお互いに声をかけ合い、子ども一人ひとりの権利を尊重した対応のあり方について話し合いを行っている。		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
		b 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。	
		c 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
コメント	園の理念、教育・保育の目標が明文化され、それを踏まえた全体的な計画が作成されている。全体的な計画と他の指導計画(年度計画・月案・週案)は「子どもの姿」や「ねらい」を通して一貫したものとなるように、作成の手順やポイントが整理され職員に周知されている。園では、保護者に対し「どのような子どもに育てほしいか」について個別のアンケートを実施しており、保護者の思いが子どもの指導計画上のねらいに繋がることを意識しながら個別の指導計画を作成している。園だより、クラスだよりを通して、園の目標、クラスの目標を保護者へお知らせしている。		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
コメント	全ての教育・保育室に温度・湿度計が設置され、職員は日々子どもの様子に目を配りながら温湿度・換気等を調整している。早番の職員は、建物内、園庭、屋上等の安全点検を毎日実施している。園庭の遊具等について「あそびかたのおやくそく」という掲示物を写真付きで子どもにもわかりやすく作成しており、保護者と一緒に安全な遊び方が確認できるように工夫されている。玄関横には子ども用のソファコーナーを確保し、季節感のある小物や掲示物を配置したり、保育室内の一隅にゴザを敷き寝転ぶこともできる場所を確保するなど、子どもがくつろげる環境づくりを行っている。トイレは子どもの年齢に応じて保育室に接続、または教室の近くに設置され、明るく職員の目が行き届く造りとなっている。手洗い場について子どもの頭部が近づく角にはクッション材を貼る等、安全面への配慮がなされている。		

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
c		一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	コメント	<p>子どもの入園時には家庭環境や発達面、配慮事項等について個別の調書を作成し、担任だけではなく全職員が必要な情報を把握できるようにしている。職員は子どもの個性を尊重し、できないことを指摘するのではなく、できていることを見つけて肯定的な言葉かけを行っている。子どもの目標に対して、できた時にはその場で褒めて一緒に喜び、職員研修会では子どもに対する言葉かけのNGワードやその言い換え例を互いで練習する等、日々の支援に繋げている。また子ども間でもお互いの違いを認めあえるように、「みんなちがって、みんないい」を子ども同士で見つけることを促す取り組みを行っている。</p>	
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
c		子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	コメント	<p>園では、子どもの発達や生活習慣を身につけていく過程には一人ひとり異なるタイミングがあることを前提にして、子どもの「やりたい気持ち」を尊重した支援を行っている。園内にはトイレの使い方について、衣類の着脱の方法について等、写真やイラストを用いた掲示物があり、子どもにわかりやすく説明している。職員は子どもを急かすことなく「お皿をぴかぴかにしようね」等の言葉かけを行い、子どもが楽しみながら食事の仕方を習得できるよう促す等、子どもの主体性を尊重した働きかけを行っている。また、子どもの発達段階やそれに応じた援助方法について「自立への育ちと援助」というDVDを園独自で作成、発表会の幕間を利用して保護者へ説明するなど、家庭との連携も積極的に行っている。</p>	
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
c		子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	コメント	<p>園内には、各種遊具の配置された運動場、ドッジボールコート、人工芝の張られた屋上スペース、子どもと一緒に植物を育てている畑等があり、職員は子どもの「～したい」という声を受け入れつつ、園内・園外活動を組み立てている。職員は、園庭で育てている植物を利用した子ども同士のごっこ遊び、野菜の収穫、オオゴマダラ(蝶)の食草を育ててそこで成長する幼虫の観察、飼育しているリクガメとの触れ合い等を通して、自然との触れ合いや友達と一緒に何かを発見することの楽しさを子どもに提供できるよう努めている。登降園時間の違いにより、朝夕の異なる年齢児が合同で過ごす時間を利用して、年長児が年下児のお世話をしたり、年少児が年長児の活動を見て憧れの気持ちを抱くなどの関わりの中で、お互いを尊重する気持ちが育まれるよう支援している。</p>	

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	0歳児に関しては、入園時の情報収集を特に詳細に行い、家庭との連携を大切にした取り組みを行っている。入園まで家庭でどのように養育されてきたのか、睡眠のタイミングや家族の関わり方等を丁寧に聴き取り、初めての集団生活の中でも子どもが安心して過ごせるような働きかけ、環境整備を行っている。月齢によっても発達過程に差があるため、職員は子どもの状態に合わせて同じクラス内でも活動エリアを分けて見守っており、それぞれの子どもとの応答的な関わり、ゆっくりとした穏やかな声をかけを行っている。また、0歳時は言語による意思表示が難しいことから、職員は子どもの表情やいづもと違う泣き方はないか等を注意深く観察し、気になることがあれば必ず保護者に確認をとるようにしている。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	職員は活動プログラムや遊びの中で、子どもの「自分でやってみたい」という気持ちを尊重しながら、子どもがひとりで出来ることをやってみたり、職員に手伝ってもらったり、またはお友だちと協力してみたり、という様々な取り組み方を促している。園庭の遊具には高さによって異なる配色が施され、年齢に応じてどの色のところまで利用してよいのか説明されている。同じ遊具を使った活動でも、心身の成長とともにできる内容が広がっていくことを子ども自身が感じ取れるような声かけ、発達段階に応じた安全面への配慮が行われている。		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	3歳以上児については、文字遊びやカタカナの学習等に取り組む際に、年齢だけをみるのではなく個人差にも配慮し、子どもの状況に応じた内容を提供している。年長児の教室には国語辞典が一人に一冊ずつ準備され、職員は「知らない言葉を辞書で調べる」という作業を子どもが楽しめるように働きかけている。廃材を使った工作遊びからお店屋さんごっこに繋がったり、その中で看板の作成、お金の計算、園庭でとれた野菜を使ったクッキング等へと子どもの活動内容が展開していくことを、職員はさりげなく支援している。		

評価項目		評価結果	
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	障がいのある子どもへの教育・保育の提供にあたっては、複数担任やフリーの保育教諭がクラスを手伝いながら、対象の子どもだけではなく、子どもの集団全体に向けた配慮を行っている。障がい児の支援に関する各種研修会への職員派遣、療育に関する巡回相談等が活用され、そこで得た情報・助言等は職務会で全職員に報告されている。「インクルーシブな保育って何？」といった掲示物が保護者向けに作成されており、個別の配慮を要する子どもに対して園の取り組み状況の報告やその理解を促す内容となっている。園舎は三階建て・屋上のある造りとなっているが、現時点ではスロープやエレベーター等の設置がない。今後、身体障害や医療的ケアを要する子どもの受入れを想定した場合には合理的配慮を含めた各種手立が求められる。園舎の築年数との関係も踏まえて、今後の取り組みに期待したい。		
56	A⑪	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
コメント	在園時間の長い子どもに対しては、一日の流れの中で午睡以外にも必要な休息時間が確保できるよう個別の対応をとっている。延長保育等、異年齢児と一緒に過ごす時間については、いつもとは異なる玩具を部屋に準備しておく等、子どもが自由に遊びながら楽しくお迎えを待つことが出来るように工夫している。17:30以降空腹を感じる子どものために、夕食には響かない程度の間食を提供する等、子どもの体力や生活リズムに配慮している。日中の担当から延長保育担当職員への引継ぎ簿、延長保育担当職員から翌朝職員への引継ぎ簿が整備されており、子どもの状況が切れ目なく引き継がれている。また現時点では長期休暇をとる1号認定子どもはいないが、対象者が出てきた場合の配慮について年間指導計画に記載されている。		
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
コメント	近年のコロナ禍の影響により近隣小学校との交流機会が減少する中で、園においては同一法人が地域で運営する放課後児童クラブの利用児童と園に登園している子どもとの交流の機会を作り、お兄さん・お姉さんのお話を聞く中で子どもが小学校以降の生活をイメージできるように工夫している。年度初めの保護者との懇談会では「こんなことできるかな？チェックリスト」を配布し、特に5歳児については小学校への就学を意識して生活リズムを整えていくよう働きかけている。また地域の保幼小連絡協議会に職員が参加し、子どもの育ちが繋がっていくように情報共有を行うとともに、児童要録を作成し小学校へ引継ぎを行っている。		

評価項目		評価結果						
A-2-(3) 健康管理								
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>子どもの健康管理を適切に行っている。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>子どもの健康管理を適切に行っていない。</td> </tr> </table>	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
a	子どもの健康管理を適切に行っている。							
b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。							
c	子どもの健康管理を適切に行っていない。							
	コメント	職員は毎日子どもの視診と検温を行っており、登園後と降園前には「視診のチェックポイント」を用いて子どもの健康状態を確認している。園には看護師が配置されており、子どもの様子で気になることがあれば随時対応を引継ぎ、保護者へ連絡している。体調不良で休んでいた子が登園してきたときや在園中いつもとは異なる症状がみられたとき等は、送迎時に保護者へ直接確認するとともに、0～2歳児までは手書きの連絡帳を利用し、3歳児以降は業務支援ソフトを利用する等して、些細なことでも情報共有している。在園時間内に与薬が必要な子どもについては、保護者から提出された与薬依頼書に基づき、実際の与薬は職員がダブルチェックで行っている。SIDSに関して研修を行い、0歳児の睡眠時には定期的に状態を把握している。						
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。</td> </tr> </table>	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。							
b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。							
c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。							
	コメント	嘱託医師による年2回の健康診断(内科、歯科)が実施されており、結果について個別の台帳が整備されている。健康診断時には園に配置されている看護師が臨場し、その場で医師の所見やアドバイスを記録しながら情報を整理している。健康診断・歯科健診の結果は職員間で共有し保護者へ引き継ぐとともに、状況に応じて看護師から保護者へ直接説明し、必要な対応をとるよう促している。年間保健計画が作成され、子どもの健康管理に関する取り組みと環境整備が行われている。						
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 a						
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。</td> </tr> </table>	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。							
b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。							
c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。							
	コメント	アレルギー疾患の有無に関しては入園時に診断書の提出を依頼、その後も年に一回は医師記入による生活管理指導票の提出を促している。全職員が子どものアレルギー疾患の状況を把握できるよう「クラス・名前・顔写真・対象食物等」が記載された対応表を作成し共有している。食物アレルギー疾患のある子どもについて、食器の色を区別し、食事席は他の子どもと離れたうえで、子ども同士の誤食や配膳ミスがないよう職員がダブルチェックを行っている。園内で子どもがクッキングする際、担任だけではなく厨房職員、園長も含めて食材の確認を行っている。月一度のお弁当の日には、家庭から持参してきたお弁当についても中身を職員が確認してから食べ始めるよう促している。何らかのアレルギー症状が出た場合に対応できるようエピペンの取り扱いを学ぶ機会を園内で作っており、子どもに処方されたエピペンがあれば預かり対応を行っている。						

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
	コメント	食育計画に基づき、食育に関するねらいや配慮事項を踏まえた各種取り組みが季節や年間行事に応じて実施されている。給食の時間には子どもの好きなBGMを流したり、年齢・発達に応じて食器の形・サイズや材質、お皿の数も変える等、子どもが食事をしやすくなる環境・雰囲気作りを行っている。5歳児は園行事として「テーブルマナー」があり、その日は厨房がコース料理を調理し、子どもは特別なお皿やナイフとフォークを利用しマナーを学びながら食事をする。また、園内の畑で収穫した野菜でカレーパーティをしたり、ゴーヤージュースを作って皆で味わう等、子どもが食について関心を深める機会を提供している。園の玄関近くの壁面には、その日の給食・離乳食の献立と写真を毎日掲示しており、送迎時には保護者も確認することが出来る。子どもの好きな給食のレシピを保護者に提供したり、園だよりにも掲載している。
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a
	判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
	コメント	食育委員会が組織され、食育に関する各種取り組みの計画・実施、その後の反省・課題の整理が定期的に行われている。七夕、ハロウィン、クリスマス等には行事に応じた特別なメニューが提供され、季節の食材を使った献立が作成されている。「すきな給食おしえてね」アンケートが実施され、投票の結果上位となったメニューは卒園前のリクエストメニューとして採用されている。毎月一回、栄養士、調理員が参加する給食会議が開催され嗜好調査の結果や調理法、献立について話し合われている。調理員が子どもの食事風景を見に来て子どもに直接声をかけ、食事内容の評価に繋げている。
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a
	判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
	コメント	クラス別の保護者懇親会が開催され、年間の指導計画、目標等を説明し、子どもの発達過程について「これからこんなふうに段階を経て成長していきますよ」等、保護者へ今後の見通しを示しながら家庭との連携を図っている。園で過ごす子どもの様子について、連絡帳だけではなく、ドキュメンテーションを利用し、動画や写真等でわかりやすく発信しており、保護者との共有に取り組んでいる。また、配慮の必要な保護者には全体に向けて説明する機会だけではなく個別に時間を作って対応し、情報過多により保護者が不安にならないようにしている。園だより、クラスだより等の情報発信は業務支援ソフトを活用して行うだけではなく、希望者には紙面でも提供しており、保護者が利用しやすい媒体をそれぞれ準備している。

評価項目		評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援		
64	A ⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 a
	判断基準	a 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
	コメント	子どもの登降園時、職員は保護者に対して積極的に声かけし、日常的なコミュニケーションを図る中で、相談しやすい関係づくりを心がけている。園への要望や子どもの発達についての悩み等を受けた場合は、速やかに対応するとともに、相談を受けた職員がひとりで判断するのではなく、主幹保育教諭や園長にも確認しながら組織として統一された回答・対応となるようにしている。相談を受けた内容とその対応の情報は記録され、職員会議等で全職員が共有している。園が行っている子育て支援事業の案内やその他の子育て支援サービスの資料(「那覇市子育て支援応援ガイド」等)を保護者に提供しており、保護者から相談内容に応じて関係機関の紹介を行っている。
65	A ⑲	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
	評価機関	虐待防止マニュアルが作成されており、虐待の早期発見・対応方法等について職員研修が実施されている。子どもに対する毎日の視診、触診、登降園時の保護者との関わり等を通して気になる様子があれば園全体で情報共有し、相談・支援ができる体制をとっている。園では、第一に子どもの安全を優先しつつ、保護者に対しては子育ての大変さや頑張っていることを認める関わりを心がけ、保護者と一緒に状況が改善できるようになることを目指している。園長が中心となって「子育てが楽しくなるように、支援する側も楽しく支援できるように」と声かけを行い、子育てを保護者だけで抱え込んだり、その結果不適切な養育に陥ることがないように予防的な援助を心がけている。虐待疑い等で関係機関などから照会があった際は、情報の取り扱いに注意しながら必要な連携を行っている。
A-3-(3) 子どもへの不適切な関わりの防止等		
66	A ㉑	子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 a
	判断基準	a 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
		b 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
		c 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
	評価機関	職員は子どもに対し、行事で皆が集まる際や日頃の取り組みの中で、絵本や掲示物等を利用してプライベートゾーンの話や自分がイヤだと思うことをされたら相談してよいことを伝えている。「イヤなことがあったらどの先生にでもよいからお話してね。先生たちはみんなあなたのことを大切にしているからね」と声かけを行っている。保護者に対しても、子どもへの対応で不適切と感じられること、気になること等があれば、担当職員に限らず主幹保育教諭・園長等に相談できること、その他の相談先についても「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」を作成して周知を行っている。職員マニュアルの中で「不適切な事案の対応」が示され、職員による子どもへの不適切な関わりの防止とともに、そのような状況を発見した者に対する通告の義務、公益通報制度についての説明が取り上げられている。